

○合志市脱炭素推進対策補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 31 日告示 25 号

改正

令和 5 年 5 月 16 日告示第 38 号

令和 5 年 9 月 15 日告示第 67 号

令和 6 年 3 月 27 日告示第 35 号

令和 7 年 3 月 25 日告示第 14 号

合志市脱炭素推進対策補助金交付要綱

合志市脱炭素推進対策補助金交付要綱(令和 5 年 3 月 31 日合志市告示第 25 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの普及と利用及び省エネルギー機器等の普及を促進することにより、積極的に地球温暖化防止対策を推進し脱炭素社会の実現を図ることを目的として、省エネルギー機器等を導入する者に対し、予算の範囲内において交付する合志市脱炭素推進対策補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)省エネルギー機器等 太陽光発電設備、蓄電池、エネファーム(家庭用燃料電池)、太陽熱温水器及び省エネ家電製品をいう。
- (2)太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び当該変換された電気を住宅に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。
- (3)蓄電池 太陽光発電設備等で発電された電気を充放電し、その電気を当該住宅へ供給することが可能である機器をいう。
- (4)エネファーム 都市ガス・LP ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させる家庭用燃料電池コージェネレーションシステムをいう。
- (5)太陽熱温水器 太陽熱により水を温める機器で、集熱器と貯湯槽が一体化しているシステム(自然循環型)をいう。
- (6)省エネ家電製品 購入時に省エネ基準達成率が目標年度 2027 において 100%以上であるエアコン、目標年度 2021 において 100%以上である冷蔵庫及び LED 照明(LED ランプを含む。)をいう。

(補助金の種類及び内容)

第 3 条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとし、各補助金に係る補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助額又は補助率、補助金の交付申請時の添付書類その他の交付要件は、それぞれ当該各号に掲げる

表に定めるとおりとする。

(1)太陽光発電設備導入補助金 別表第 1

(2)蓄電池導入補助金 別表第 2

(3)エネファーム導入補助金 別表第 3

(4)太陽熱温水器導入補助金 別表第 4

(5)省エネ家電製品導入補助金 別表第 5

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の補助金について、同時に複数の補助金を申請する場合は、各補助金の補助額の 9 割(1,000 円未満切捨て)を上限とする。

3 第 1 項各号に掲げる補助金ごとの交付総額は、毎年度、予算の範囲内において、別に定める。

4 前年度以前においてこの要綱に定める第 1 項第 1 号の補助金の交付を受けている者が、同項第 2 号及び第 3 号の補助金を申請する場合は、各補助額の 8 割(1,000 円未満切捨て)を上限とする。

5 前年度以前においてこの要綱に定める第 1 項第 2 号の補助金の交付を受けている者が、同項第 1 号及び第 3 号の補助金を申請する場合は、各補助額の 8 割(1,000 円未満切捨て)を上限とする。

6 前年度以前においてこの要綱に定める第 1 項第 3 号の補助金の交付を受けている者が、同項第 1 号及び第 2 号の補助金を申請する場合は、各補助額の 8 割(1,000 円未満切捨て)を上限とする。

(交付の申請等)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第 16 条に定める受付期間内に、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める交付申請書及び実績報告書とともに合志市脱炭素推進対策補助金交付請求書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならないこととする。

(1)太陽光発電設備導入補助金 様式第 1 号

(2)蓄電池導入補助金 様式第 2 号

(3)エネファーム導入補助金 様式第 3 号

(4)太陽熱温水器導入補助金 様式第 4 号

(5)省エネ家電製品導入補助金 様式第 5 号

(交付の決定及び額の確定)

第 5 条 市長は、前条の規定による補助金の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定及びその額の確定(以下「交付決定」という。)をしたときは、合志市脱炭素推進対策補助金交付決定及び交付確定通知書(様式第 6 号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり必要があると認めるときは、当該補助事業の関係場所等において、職員に現地調査を行わせるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による審査により、補助金の交付をしないことを決定したときは、合志市脱炭素推進対策補助金不交付決定通知書(様式第 7 号)により、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、交付決定をした場合は、交付申請書及び実績報告書とともに提出された合志市脱炭素推進対策補助金交付請求書(様式第 9 号)に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第 6 条 交付決定を受けた者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、あらかじめ、合志市脱炭素推進対策補助金交付申請取下届出書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならないこととする。

第7条 削除

(省エネルギー機器等の処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた省エネルギー機器等(以下「当該省エネルギー機器等」という。)を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこととする。

2 補助金の交付を受けた者は、やむを得ず法定耐用年数の期間内において当該省エネルギー機器等の売却、廃棄等(以下「財産処分」という。)をしようとするときは、あらかじめ、合志市脱炭素推進対策補助金に係る財産処分承認願(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときは、この限りではない。

3 市長は、当該承認に係る財産処分により補助金の交付を受けた者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

4 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。ただし、当該財産処分による収入の額を限度とする。

返還額＝補助交付額×(1－(交付申請書提出年度から処分を行う年度までの年数)/(法定耐用年数))

5 前項の規定により算定した返還額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(債権譲渡の禁止)

第9条 交付決定を受けた者は、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこととする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(状況の報告等)

第10条 交付決定を受けた者は、市長の求めに応じ、当該省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等を行わなければならないこととする。

(交付決定の取消し)

第11条 交付決定を受けた者が補助事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第6条の規定による申請取下げの届出をせずに補助事業を中止したとき。
- (2) 第8条第2項の規定による承認を受けずに財産処分をしたとき。
- (3) 交付決定によって生じる権利を第9条の規定に違反して第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (6) その他交付決定、承認等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第 13 条 市長は、交付決定を受けた者が補助金の返還を請求され、当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(交付の条件)

第 14 条 市長は、交付決定をする場合は、申請者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 当該省エネルギー機器等の使用においては、騒音、排気等により近隣住民等に迷惑をかけないよう、十分に配慮すること。
- (2) 補助金の交付を受けた当該省エネルギー機器等は、法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこと。
- (3) やむを得ず法定耐用年数の期間内において財産処分をしようとするときは、第 8 条第 2 項に規定する手続をとること。
- (4) 補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、第 6 条に規定する手続をとること。
- (5) 補助金の額の確定のための審査に当たり必要があると認める場合において、職員が現地調査を行うときは、これに協力すること。
- (6) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させようとするときは、市長の承認を得ること。
- (7) 市長から第 10 条に規定する報告等の求めを受けたときは、これに応じて報告等を行うこと。
- (8) 第 11 条各号に規定する事由に該当する場合は、交付決定を取り消すことがあること。

(補助の期間)

第 15 条 補助金の交付の期間は、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間とする。

(受付期間)

第 16 条 補助金の受付期間は、各年度の 6 月 1 日から翌年 3 月末日まで(土日祝日を除く。)とする。ただし、予算の上限に達したときは、この限りでない。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 5 月 16 日告示第 38 号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の合志市脱炭素推進対策補助金交付要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 5 年 9 月 15 日告示第 67 号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の合志市脱炭素推進対策補助金交付要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 6 年 3 月 27 日告示第 35 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 7 年 3 月 25 日告示第 14 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

太陽光発電設備導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申請の日において、太陽光発電設備を導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。) (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 合志市暴力団排除条例(平成 24 年合志市条例第 1 号)第 2 条第 2 号の規定に該当しない者であること。 (5) 原則、世帯主であること。
補助対象事業	補助対象者が行った太陽光発電設備の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の 3 月 1 日から交付決定を受ける年度の 2 月末日までの間に事業(代金の支払を含む。)が完了したものであること。 (2) 設置される太陽電池の公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力のいずれかが 1kW 以上 10kW 未満であること(増設の場合はその合計出力が 10kW 未満であること)。※事業用や産業用の太陽光発電設備でないこと。 (3) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの(店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。)であること。 (4) 設置された太陽光発電設備は、新品(未使用品)であること。 (5) 設置された太陽光発電設備は、補助対象者が自ら所有するものであること(リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外)。 (6) 既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から 1 年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 (7) 個人が自ら施工し設置したものでないこと。 (8) 設置された太陽光発電設備は、建物等に固定されたものであること。
補助額	一の戸建住宅につき 100,000 円(一世帯当たり 1 回に限る。)
補助金の交付申請時の添付書類	交付申請書及び実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第 4 号の証明書の添付がある場合は、第 5 号の住民票(申請者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。)の提出を省略することができる。 (1) 太陽光発電設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の太陽光発電設備施工の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。) (2) 設置した太陽光発電設備(太陽電池及びパワーコンディショナ)のカタログの写し (3) 設置した太陽光発電設備(太陽電池及びパワーコンディショナ)の出荷証明書又は製造メーカーの保証書(これらが無い場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの)※写し可 ※設置した太陽光発電設備の機器に割り当てられた品名番号等が記載されたものに限る。 (4) 市税の滞納がないことの証明書(合志市長が証明した書類で、発行から 3 か月以内

	のもの)※写し可 (5)住民票(発行から 3 か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申請者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。)※写し可。 (6)建物全体のカラー写真 (7)太陽光発電設備の設置状況を示すカラー写真(太陽電池、パワーコンディショナそれぞれの全景及びパワーコンディショナの品名番号(銘板)のアップ) (8)領収書(領収書がない場合は、補助対象者が太陽光発電設備に係る経費を支払ったことが証明できるもの)の写し (9)配置図(設置された太陽電池モジュールの位置が確認できるもの) (10)竣工日が分かるもの(工事請負者や販売者が作成し、代表者印又は会社印が押されたもの等。) (11)既存住宅であることが確認できる書類(固定資産税の課税明細書又は登記簿謄本等)※写し可 (12)当該太陽光発電設備の発電状況が分かるもの(発電モニターの写真等) (13)当該太陽光発電設備を設置する建物等及び土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該建物等及び土地所有者の同意書 ※所有者の印鑑が必要 (14)その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1)補助金は、交付申請書及び実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の申請のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定をする。 (2)前年度以前にこの補助金の交付を受けたことがある者又は同一世帯の者がこの補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の申請をすることができない。

別表第 2(第 3 条関係)

蓄電池導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申請の日において、蓄電池を導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。) (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 合志市暴力団排除条例第 2 条第 2 号の規定に該当しない者であること。 (5) 原則、世帯主であること。
補助対象事業	補助対象者が行った蓄電池(環境大臣が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業)交付要綱」に基づく補助事業者(以下「環境省 ZEH 補助事業者」という。)が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としているものに限る。以下この表において同じ。)の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の 3 月 1 日から交付決定を受ける年度の 2 月末日までの間に事業(代金の支払を含む。)が完了したものであること。 (2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの(店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。)であること。 (3) 設置された蓄電池は、新品(未使用品)であること。 (4) 設置された蓄電池は、補助対象者が自ら所有するものであること(リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外)。 (5) 蓄電池が設置された戸建住宅の敷地内に、太陽光発電設備が設置されていること。 (6) 既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から 1 年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 (7) 個人が自ら施工し設置したものでないこと。 (8) 設置された蓄電池は、建物等に固定されたものであること。
補助額	1 台につき 100,000 円(一世帯当たり 1 回に限る。)
補助金の交付申請時の添付書類	交付申請書及び実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第 4 号の証明書の添付がある場合は、第 5 号の住民票(申請者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。)の提出を省略することができる。 (1) 蓄電池の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の蓄電池施工の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。) (2) 設置した蓄電池のカタログの写し(環境省 ZEH 補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番(パッケージ型番)と照合できるもの) (3) 設置した蓄電池の出荷証明書又は製造メーカーの保証書(これらが無い場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの)※写し可 ※設置した蓄電池の機器に割り当てられた品名番号等が記載されたものに限る。 (4) 市税の滞納がないことの証明書(合志市長が証明した書類で、発行から 3 か月以内

	のもの)※写し可 (5)住民票(発行から 3 か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申請者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。)※写し可 (6)建物全体のカラー写真 (7)蓄電池の設置状況を示すカラー写真(設備全景及び環境省 ZEH 補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番(パッケージ型番)が判別できる品名番号(銘板)のアップ) (8)太陽光発電設備等の発電設備の写真 (9)領収書(領収書がない場合は、補助対象者が蓄電池に係る経費を支払ったことが証明できるもの)の写し (10)竣工日が分かるもの(工事請負者や販売者が作成し、代表者印又は会社印が押されたもの等。) (11)既存住宅であることが確認できる書類(固定資産税の課税明細書又は登記簿謄本等)※写し可 (12)当該蓄電池を設置する建物等及び土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該建物等及び土地所有者の同意書 ※所有者の印鑑が必要 (13)その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1)補助金は、交付申請書及び実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の申請のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定をする。 (2)前年度以前にこの補助金の交付を受けたことがある者又は同一世帯の者がこの補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の申請をすることができない。

別表第 3(第 3 条関係)

エネファーム導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申請の日において、エネファームを導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。) (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 合志市暴力団排除条例第 2 条第 2 号の規定に該当しない者であること。 (5) 原則、世帯主であること。
補助対象事業	補助対象者が行ったエネファーム(一般社団法人燃料電池普及促進協会より機器登録を受けたものに限る。以下この表において同じ。)の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の 3 月 1 日から交付決定を受ける年度の 2 月末日までの間に事業(代金の支払を含む。)が完了したものであること。 (2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの(店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。)であること。 (3) 設置されたエネファームは、新品(未使用品)であること。 (4) 設置されたエネファームは、補助対象者が自ら所有するものであること(リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外)。 (5) 既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から 1 年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 (6) 個人が自ら施工し設置したものでないこと。 (7) 設置されたエネファームは、建物等に固定されたものであること。
補助額	1 台につき 100,000 円(一世帯当たり 1 回に限る。)
補助金の交付申請時の添付書類	交付申請書及び実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第 4 号の証明書の添付がある場合は、第 5 号の住民票(申請者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。)の提出を省略することができる。 (1) エネファームの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他のエネファーム施工の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。) (2) 設置したエネファームのカタログの写し(一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストの型番と照合できる書類) (3) 設置したエネファームの出荷証明書又は製造メーカーの保証書(これらがなければ、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの)※写し可 ※設置したエネファームの機器に割り当てられた品名番号等が記載されたものに限る。 (4) 市税の滞納がないことの証明書(合志市長が証明した書類で、発行から 3 か月以内のもの)※写し可 (5) 住民票(発行から 3 か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申請者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。)※写し可

	(6) 建物全体のカラー写真 (7) エネファームの設置状況を示すカラー写真(設備全景及び一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストの型番が判別できる品名番号(銘板)のアップ) (8) 領収書(領収書がない場合は、補助対象者がエネファームに係る経費を支払ったことが証明できるもの)の写し (9) 竣工日が分かるもの(工事請負者や販売者が作成し、代表者印又は会社印が押されたもの等。) (10) 既存住宅であることが確認できる書類(固定資産税の課税明細書又は登記簿謄本等)※写し可 (11) 当該エネファームを設置する建物等及び土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該建物等及び土地所有者の同意書 ※所有者の印鑑が必要 (12) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1) 補助金は、交付申請書及び実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の申請のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定をする。 (2) 前年度以前にこの補助金の交付を受けたことがある者又は同一世帯の者がこの補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の申請をすることができない。

別表第 4(第 3 条関係)

太陽熱温水器導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申請の日において、太陽熱温水器を導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。) (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 合志市暴力団排除条例第 2 条第 2 号の規定に該当しない者であること。 (5) 原則、世帯主であること。	
補助対象事業	補助対象者が行った太陽熱温水器の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の 3 月 1 日から交付決定を受ける年度の 2 月末日までの間に事業(代金の支払を含む。)が完了したものであること。 (2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの(店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。)であること。 (3) 設置された太陽熱温水器は、新品(未使用品)であること。 (4) 設置された太陽熱温水器は、補助対象者が自ら所有するものであること(リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外)。 (5) 既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から 1 年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 (6) 個人が自ら施工し設置したものでないこと。 (7) 設置された太陽熱温水器は、建物等に固定されたものであること。	
補助額	自然循環型	補助対象事業費の 1/5 以内とし、25,000 円を限度とする(1,000 円未満切捨て)。(一世帯当たり 1 回に限る。)
補助金の交付申請時の添付書類	交付申請書及び実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第 4 号の証明書の添付がある場合は、第 5 号の住民票(申請者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。)の提出を省略することができる。 (1) 太陽熱温水器の購入及び設置に係る契約書等の写し(契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。) (2) 設置した太陽熱温水器のカタログ等の写し (3) 設置した太陽熱温水器の保証書(これらが無い場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの)※写し可 (4) 市税の滞納がないことの証明書(合志市長が証明した書類で、発行から 3 か月以内のもの)※写し可 (5) 住民票(発行から 3 か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申請者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。)※写し可。 (6) 建物全体のカラー写真 (7) 太陽熱温水器(集熱器と貯湯槽)の設置状況を示すカラー写真	

	(8) 領収書(領収書がない場合は、補助対象者が太陽熱温水器に係る経費を支払ったことが証明できるもの)の写し (9) 配置図(設置された太陽熱温水器(集熱器と貯湯槽)の位置が確認できるもの) (10) 竣工日が分かるもの(工事請負者や販売者が作成し、代表者印又は会社印が押されたもの等。) (11) 既存住宅であることが確認できる書類(固定資産税の課税明細書又は登記簿謄本等)※写し可 (12) 当該太陽熱温水器を設置する建物等及び土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該建物等及び土地所有者の同意書 ※所有者の印鑑が必要 (13) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1) 補助金は、交付申請書及び実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の申請のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定をする。 (2) 前年度以前にこの補助金の交付を受けたことがある者又は同一世帯の者がこの補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の申請をすることができない。

別表第 5(第 3 条関係)

省エネ家電製品導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申請の日において、本市に住民登録がある者であり、かつ、補助対象事業に係る購入者であること。 (2) 市税の滞納がないこと。 (3) 合志市暴力団排除条例第 2 条第 2 号の規定に該当しない者であること。 (4) 原則、世帯主であること。
補助対象事業	補助対象者が行ったエアコン、冷蔵庫(購入時に省エネ基準達成率が目標年度 2027 において 100%以上であるエアコン、目標年度 2021 において 100%以上である冷蔵庫に限る。)又は LED 照明(LED ランプを含む。)の購入であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の 3 月 1 日から交付決定を受ける年度の 2 月末日までの間に事業(代金の支払を含む。)が完了したものであること。 (2) 購入した省エネ家電製品は、新品(未使用品)であること。 (3) 購入した省エネ家電製品は、補助対象者が自ら所有するものであること(リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外)。 (4) エアコン、冷蔵庫については、買い替えであること。 (5) 補助対象者が居住する市内の住宅に設置及び使用するものであること。 (6) LED 照明については、既存の照明器具の交換であり、かつ、建物等に固定されたものであること。
補助対象経費	次に掲げる経費の合計額とする。ただし、当該合計額が 50,000 円未満の場合は、補助対象としない。 (1) 省エネ家電製品の購入費(消費税・地方消費税相当額を控除した額) (2) 省エネ家電製品の購入と一体不可分の据付等の工事費(諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料等一体不可分ではない費用並びに消費税・地方消費税相当額を控除した額) (3) ポイント等による割引は補助対象経費から除くものとする
補助額	一の申請につき 10,000 円(一世帯当たり 1 回に限る。)
補助金の交付申請時の添付書類	交付申請書及び実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第 4 号の証明書の添付がある場合は、第 5 号の住民票(申請者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。)の提出を省略することができる。 (1) 領収書等(購入した製品名や支払金額の内訳が記載されたもの)の写し (2) 購入した省エネ家電製品の省エネルギー基準達成率や型番が照合できるカタログ等※写し可 (3) 製造メーカーが発行した保証書の写し(申請者の氏名、住所、購入日等が記載されたもの。店舗印の有無は問わない。) (4) 市税の滞納がないことの証明書(合志市長が証明した書類で、発行から 3 か月以内のもの)※写し可 (5) 住民票(申請者の続柄が記載されたもので、発行から 3 か月以内かつ本籍地及びマ

	イナンバーの記載がないもの)※写し可 (6)エアコン、冷蔵庫については、家電リサイクル券の写し及び買い替えであることが分かる書類(買い替え前後の製品の写真等) (7)その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1)補助金は、交付申請書及び実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の申請のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定をする。 (2)同一の年度中にこの補助金の交付を受けたことがある者又は同一世帯の者がこの補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の申請をすることができない。